

(平成23～25年度支援)

原状回復事業事例：千葉県千葉市混合廃棄物事案

事案の類型	中間処分場における過剰保管事案
事案の場所	千葉県千葉市
行為者	千葉県千葉市 A社、代表取締役 B、前代表取締役 C、 取締役 D、実質的経営者 E
規模及び種類	投棄面積； 6,319m ² 投棄量； 約54,000m ³ 廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、 がれき類 等
支障のおそれ	現に、高濃度のメタンガス及び硫化水素ガスが発生し、また、廃棄物の崩落等が生じるおそれがある。
対策工の概要	崩落防止対策として、高さの切り下げ、法面整形等を行うとともに飛散防止対策として覆土工や緑化工を行う。また、発生ガス対策として、遮土工や排水設備の設置を行うとともにガス抜き管を設置する。
除去した廃棄物の種類及び量	可燃物 2,120.93 t 不燃物 5,506.51 t 計 7,627.44 t
代執行費用	605,348,184円
支援対象額	478,490,050円
支援した資金額	358,866,000円

代執行前



【事案概要】

行為者A社は、平成13年6月に中間処理業の許可を取得し産業廃棄物処理業を営むものの、平成14年10月には多量の廃棄物を保管するに至った。以降、市は、報告書の徴収、立入検査の実施、指導票の交付等指導に取り組んできたものの改善には至らなかった。このため、市は、平成17年11月、改善命令の発出、また、平成18年8月には産業廃棄物処分の許可取消処分を行った。

平成21年度、市が支障状況の調査を行ったところ、ボーリング孔内において硫化水素が8,000～13,000ppm、メタンガスが7～16%で発生していることが確認された。また、廃棄物の山は高さ約18m、急勾配であることから崩落を生じるおそれがあった。

このため、市は平成22年9月、A社及び3者へ措置命令を発出したが、これが履行されなかったため行政代執行により支障の除去を行った。

また、市が当該事案に係る排出事業者289者を調査・指導した結果、128者が自主撤去等に応じ、14者に措置命令を発出（うち、7者は措置命令を履行）するに至った。

代執行後

